

地方財政論

第10回

佐藤主光(もとひろ)

分権化の失敗＝財政的外部効果

政府間競争と外部効果

- 「規律づけ」としての政府間(地域間)競争(「足による投票」・「ヤードスティック競争」)
⇒ 地方政府に対して「住民」に奉仕する(住民厚生を最大化する)よう誘因づけ
- ただし、地方政府が奉仕の対象とするのは「住民」(居住者)であって、「非居住者」ではない。
⇒ 地方独自の公共政策・租税政策(課税自主権の行使)が及ぼす「外部効果」は自律的には内部化されない。
- 地域厚生の追求 ≠ 社会厚生(効率・公平)の追求

地方の課税自主権

- 収入サイドの分権化＝税源移譲・課税自主権(税率・課税標準の選択(評価・控除)・徴税)の強化

⇒以下の説明の前提

- 日本の地方自治体の課税自主権
 - －超過課税＝標準税率を超過した税率選択
 - －地方新税＝法定外目的税・普通税の創設
 - －課税免除・不均一課税:「地方団体は、公益上その他の事由に因り必要がある場合においては、不均一の課税をすることができる」(地方税法第6条の2)

課税の原則

- 課税地の選択
 - ✓ 居住地主義課税＝被課税主体の所在地での課税
 - ✓ 源泉地主義課税＝生産活動の行われた場所での課税
 - ✓ 仕向地主義課税＝消費活動のあった地域で課税
- 居住地課税の下では居住地を変更しない限り、居住地域外で稼得した所得に対しても課税

	居住地主義	源泉地主義	仕向地主義課税
個人住民税	0		
法人事業税		0	
地方消費税			0
固定資産税	0	0	

課税原則と外部効果

- 税収の帰属の原則＝源泉地主義、居住地主義、(消費税の場合)仕向地主義

＋課税自主権の行使＝財政的外部効果の有無と性質

課税原則	例	課税への反応	帰結
居住地主義	個人住民税	足による投票	再分配機能を制限
源泉地主義	法人事業税	企業立地の変更	租税競争
		製品価格への転嫁	租税輸出
仕向け主義	地方消費税	他地域で消費・購入	クロスボーダーショッピング

課税自主権と財政的外部効果

建前	応益原則 雇用の創出
経済的帰結	企業の流出 税負担の転嫁
課税自主権行使の「誘因」	税率引き下げ競争＝租税競争 税負担の押し付け＝租税輸出 ⇒「財政的外部効果」

理解のためのキーワード

政府間(地域間)競争	良い競争	切磋琢磨・規律づけ、効率化・自立の促進、政策実験
	悪い競争	レント・シーキング(補助金競争)、「近隣窮乏化政策」、NIMBY
外部性	垂直的	国と地方との間での外部性(例:重複課税ベース)
	水平的	地域間(同一レベル政府間)での外部性(例:企業誘致合戦)

租稅競爭

租税競争(基本モデル)

- 一国は同質なN地域(地方政府)によって構成
- 国内の資本供給量は一定
- 資本は地域間で自由に移動
- ✓ 地域間の資本配分に着目⇒地域間で資本の奪い合い

- 各地域は同質な家計(代表的家計)で構成
- ✓ 所得分配を捨象
- 家計の所得 = 賃金 + 資本所得
- 地方政府は**源泉地主義資本課税**で財源を確保(公共サービス等に充当)

資本市場

$$F'(k) = r + t \rightarrow k = k(r + t)$$

$$\sum_i k_i(r + t_i) = \bar{K}$$

家計の予算制約

$$C = w(k) + r\bar{k}$$

地方政府の最適化問題

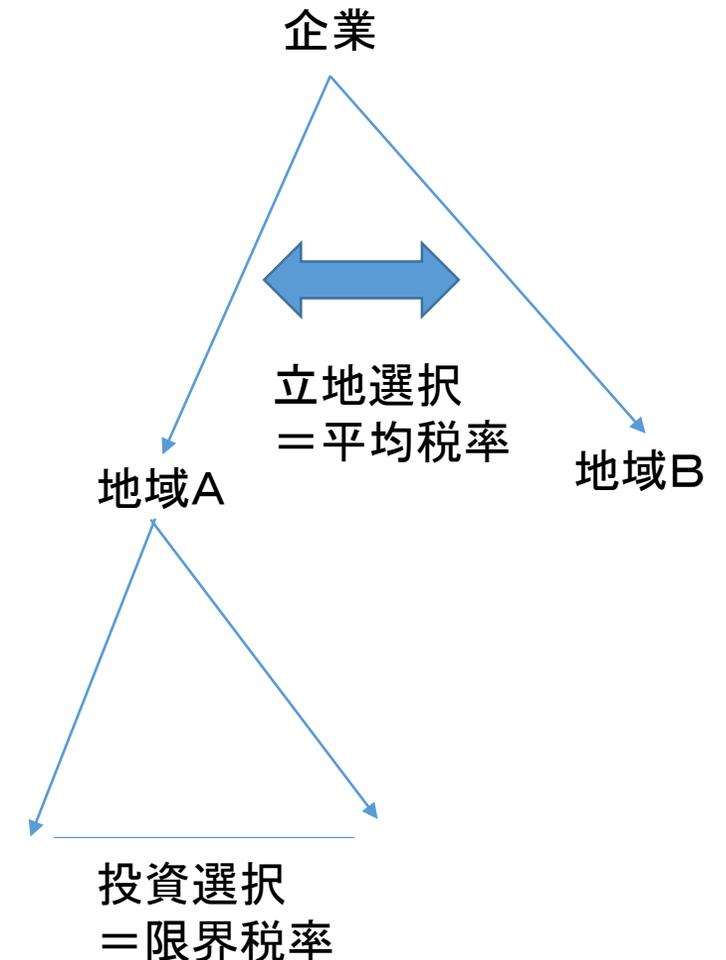
$$\text{Max } U(w(k) + r\bar{k}, G)$$

$$\text{s.t. } G = tk(r+t)$$

□ 各政府は資本の地域間移動を織り込みつつ、非協調的に税率を選択⇒対称ナッシュ均衡に着目

租税競争モデル(続き)

- 政府は何を選択するのか？
 - ✓ 実効税率 = 補助金・政策減税等を反映した実質負担率 (≠法定税率)
 - 限界実効税率 = 連続的な資本の地域間配分 (Intensive margin) に影響
 - 平均実効税率 = 企業の離散的立地選択 (extensive margin) に影響
 - ✓ 租税競争の基本モデルは **Intensive margin** に着目
- 政府は戦略的？
 - 小国モデル = 資本の課税後収益率 (全国一律) を一定 (= price taker)
 - 戦略 (大国) モデル = 課税後収益率の変化を勘案
 - ✓ 「小国対大国」 (Bucovetsky(1991)、Wilson(1991))
 - ✓ 「資本輸出国対資本輸入国」 (Huizinga = Nicodeme(2006))



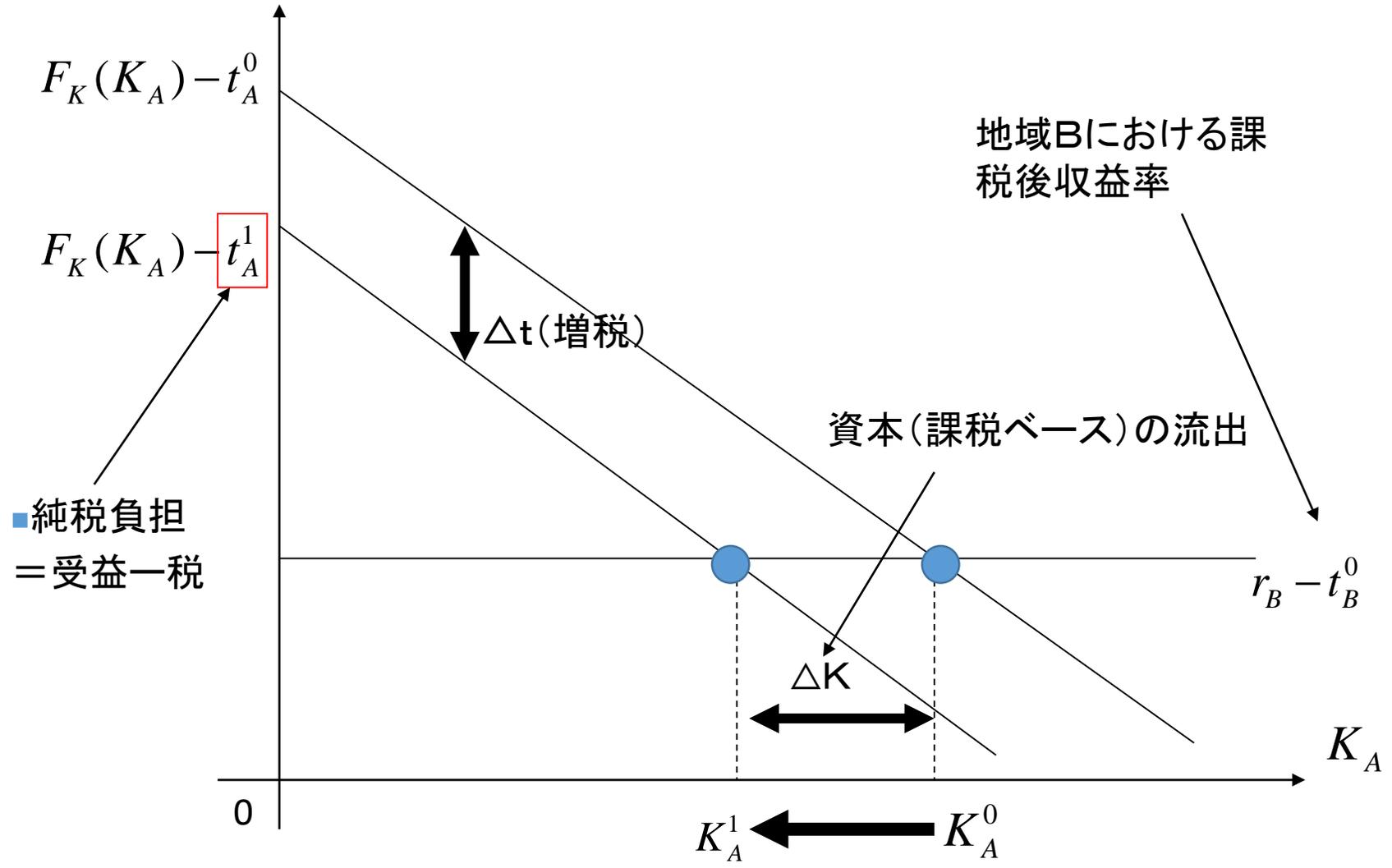
租税競争と応益課税

- 移動可能な課税ベース(例:企業)も地方公共財(例:インフラ)から受益
⇒受益が税負担に対応する分、税の引き上げ(受益の増加)が地域間移動を誘発する程度は低くなる
⇒課税に誘発される移動は税負担と受益の乖離に起因

□理論モデルの税率 = 法定税率 - 受益率

- 応益課税からの乖離による「租税競争」
- 留意:モデルでは資本(K)は税率のみに反応
=地方公共サービスからの受益はないという仮定を含意。

資本課税と課税ベースの流出



非協調ゲームとしての租税競争

- 追加的仮定
 - 「対称地域」: A, Bは生産性については同質
 - ⇒ 税率が同じであれば、資本配分(課税ベース)は均等化
 - 税率選択は $t = t^1$ か t^0 ($t^0 < t^1$)

		地域 B	
		t^1	t^0
地域 A	t^1	(A の税収, B の税収) $= \left(t^1 \frac{\bar{K}}{2}, t^1 \frac{\bar{K}}{2} \right)$	$\left(t^1 \left(\frac{\bar{K}}{2} - \Delta K \right), t^0 \left(\frac{\bar{K}}{2} + \Delta K \right) \right)$
	t^0	$\left(t^0 \left(\frac{\bar{K}}{2} + \Delta K \right), t^1 \left(\frac{\bar{K}}{2} - \Delta K \right) \right)$	$\left(t^0 \frac{\bar{K}}{2}, t^0 \frac{\bar{K}}{2} \right)$

参考：囚人のジレンマ

		囚人B	
		黙秘	自白
囚人A	黙秘	協力解 (7, 7)	(0, 10)
	自白	(10, 0)	非協力均衡 = ナッシュ均衡 (3, 3)

Diagram illustrating the Prisoner's Dilemma payoff matrix. The matrix shows the outcomes for two prisoners, A and B, based on their choices of silence (黙秘) or confession (自白). The top-left cell (7, 7) is labeled as the cooperation solution (協力解). The bottom-right cell (3, 3) is labeled as the non-cooperation equilibrium (非協力均衡) and is also identified as a Nash equilibrium (ナッシュ均衡). Blue arrows indicate the transition from the cooperation solution to the non-cooperation equilibrium. A red box highlights the (3, 3) outcome.

「協調の失敗」

仮定: $t^0 \left(\frac{\bar{K}}{2} + \Delta K \right) > t^1 \left(\frac{\bar{K}}{2} - \Delta K \right)$

- 当初、両地域とも税率は高税率
⇒一方の地域が税率を低めて他地域から課税ベースを獲得する誘因 ⇒税率の引き下げ
⇒他地域も対抗して税率の引き下げ⇒両地域とも低い税率で「均衡」(ナッシュ均衡)
- ナッシュ均衡は「非効率」(パレート劣位) ⇒協調して税率を上げることができれば「パレート改善」可能
- ただし、各地域とも他地域を出し抜いて税率の軽減を図るため、協調は持続可能でない(協調は失敗する)。

表2 法人事業税を自治体独自の判断で軽減する主な枠組み

	優遇措置の内容	主な適用基準	適用期間	根拠となる条例
岩手県	課税免除（3か年）および不均一課税（後2か年：税率1/2）	<ul style="list-style-type: none"> ・製造業 ・取得価格5000万円超 ・県民の新規雇用5人以上 	2006年4月～2011年3月	「特定区域における産業の活性化に関する条例」
宮城県	不均一課税（3か年：税率1/2）	<ul style="list-style-type: none"> ・製造業 ・取得価格1億円以上 ・雇用者が3人以上増加 	2008年4月～2013年3月	「企業立地促進のための県税の特例に関する条例」
茨城県	課税免除（3か年）	<ul style="list-style-type: none"> ・従業者が5人以上増加 	2003年4月～2009年3月	「茨城県産業活動の活性化及び県税の特例措置に関する条例」
神奈川県	不均一課税（5か年：資本金1000万円未満は税率1/2、資本金1000万円以上1億円以下は税率3/4）	<ul style="list-style-type: none"> ・資本金1億円以下 ・従業者数が10人以上増加 	2005年4月～2010年3月	「産業集積の促進に係る法人の事業税及び不動産取得税の税率の特例に関する条例」
新潟県	不均一課税（3か年：税率1/2）	<ul style="list-style-type: none"> ・「産業立地促進地域」内で新築・増築または用地取得 ・取得価額1億円超 	2003年4月～2008年3月	「新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例」
長野県	課税免除（創業の場合は5か年、事業所設立等の場合は3か年）	<ul style="list-style-type: none"> ・資本金1000万円以下の中小法人の創業、または、県内における事業所設立・事業開始等 	2006年4月～2009年3月	「信州に安全・安心・安定をもたらす県民を応援する県税の特例に関する条例」

出所：深澤（2009） 我が国の地方法人課税をめぐる租税競争

経済のグローバル化と資本課税

(DS-DI/GDP)

AETR=Capital tax revenue / tax base

Capital taxes
CAP

- 経済のグローバル化に伴い法人税を含む資本課税の(実効)税率が低くなっていることが実証研究からも示唆される

- ✓ グローバル化=開放度(国内貯蓄と投資のギャップ)
- ✓ 資本課税=法人税+資本所得課税
- ✓ 実効税率=税金÷課税ベース

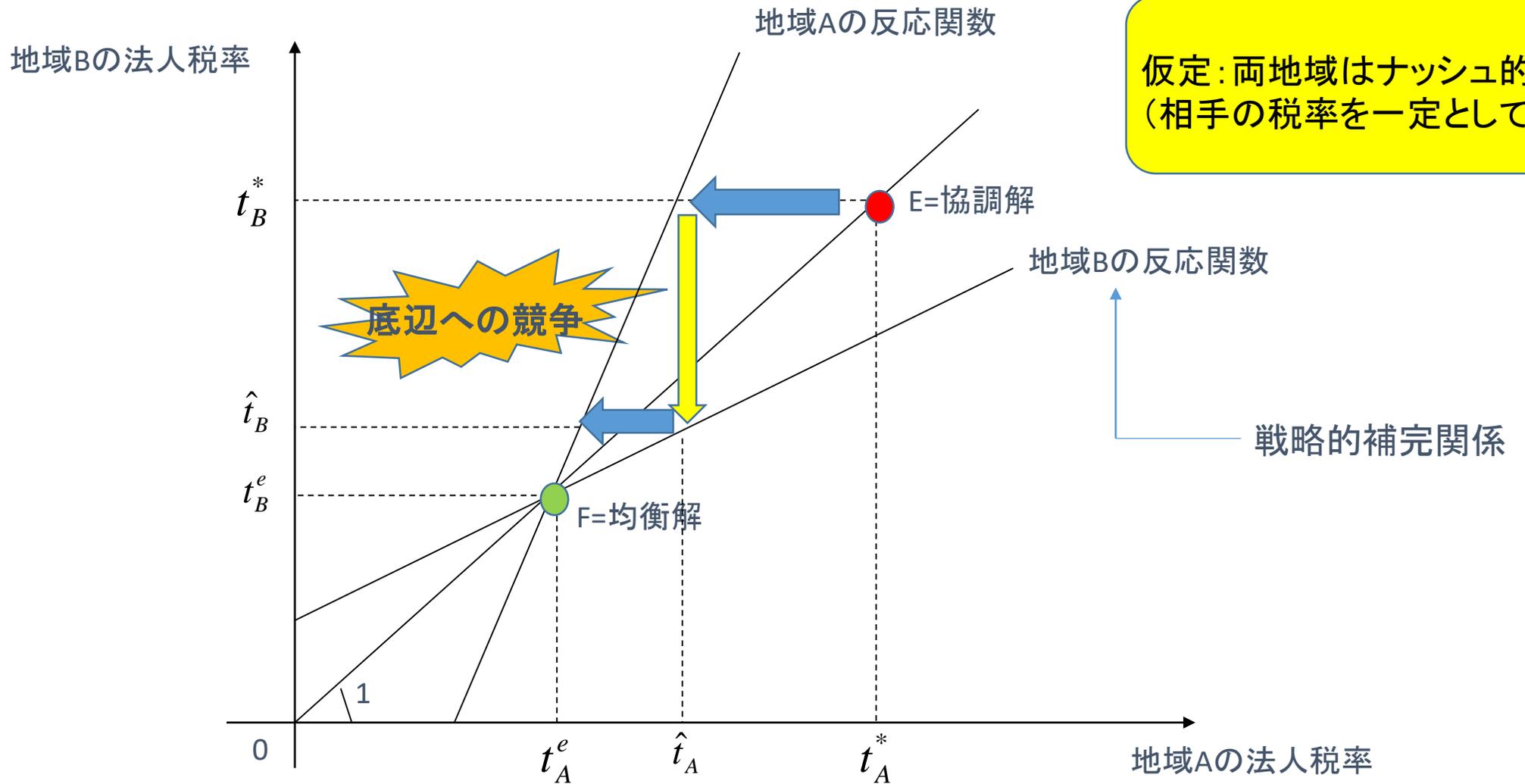
Capital mobility	-0.180*** (0.060)
Country size	0.017*** (0.005)
GDP (lagged)	0.066*** (0.017)
Inflation (lagged)	-0.030 (0.037)
Unemployment (lagged)	-0.498*** (0.112)
Debt ratio (lagged)	0.108* (0.060)
Observations	693
Countries	23

1965 ~2000

OECD

Source : WINNER (2005)

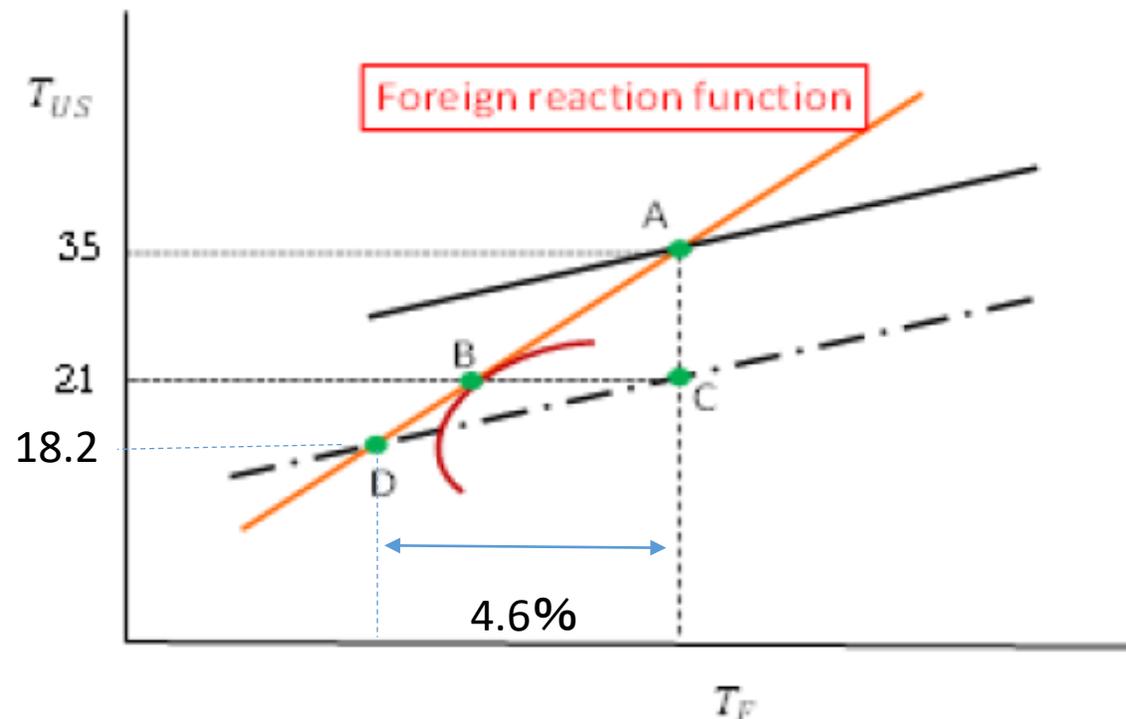
租税競争の帰結



参考：国際的租税競争

- 米国税制改革 (The Tax Cuts and Jobs Act (TCJA)) は連邦税率を35%から21%に引き下げ
- ⇒ 国際的租税競争を誘発？
- Beer, Klemm and Matheson (2018)
- 米国が Stackelberg leaderか Nash playerとして振る舞うケースにおける租税競争のインパクトを推計
 - 米国と(集計化された)それ以外の国との間での租税競争
- ✓ The Stackelberg = 他国は税率を3.8%引き下げて対抗
- ✓ The Nash game = 他国は合計4.6%税率を引き下げ、米国は追加で税率を2.8% (21% ⇒ 18.2%) 引き下げ

Figure 16. Strategic Interactions in Tax-Setting



Nigel Chalk, Michael Keen, and Victoria Perry (2018) "The Tax Cuts and Jobs Act: An Appraisal" IMF Working Paper

租税競争(国際的租税競争を含む)の実証

- Buettner(2001)
 - ✓ ドイツの主要自治体1100(1980~1996)のパネル・データから営業税に係る水平的外部効果を実証。
 - 近隣地域の税率決定に自地域の課税ベースが依存していることが示唆。
- Altshuler=Grubert (2006):
 - ✓ 米国の製造産業の子会社データからホスト国58か国における事後的実効税率の変化(=1998年と1992年の間での税率差)の決定要因を分析
 - 各国の資本税率の選択が他国の税率に対して正の方向に反応(他国が減税すれば、同様に自国も減税)
- Devereux et al(2008)
 - ✓ 1982年~1999年のOECD21か国を対象としたパネル分析。
 - ✓ 法定税率と限界実効税率を各国政府の戦略変数
 - 他国の税率(の加重平均)減は自国の税率引き下げを誘発

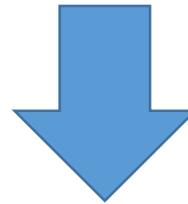
$$\begin{aligned}
 \tau_{i,t} &= \beta_1 \bar{\tau}_{i,t} + \gamma_1 \bar{z}_{i,t} + \eta_1' X_{it} + \phi_{1i} + T_{1it} + \varepsilon_{1it}, & i = 1, \dots, n \\
 z_{i,t} &= \beta_2 \bar{\tau}_{i,t} + \gamma_2 \bar{z}_{i,t} + \eta_2' X_{it} + \phi_{2i} + T_{2it} + \varepsilon_{2it}, & i = 1, \dots, n
 \end{aligned}$$

法定税率
他国の税率の加重平均

限界実効税率

租税競争の帰結

	誘因効果	経済的帰結
税率	減税競争(税率引き下げ競争)	財源確保が困難 ⇒ 自治体の財政難
企業の立地	税負担の低い地域に立地	生産性の低い地域に偏在した企業の立地？ ・生産の非効率 ・再分配の非効率



➤ 生産的競争への転換

⇒補助金等による企業誘致から、インフラ整備・規制改革、人材育成による地域経済の「質的向上」へ

「有害な租税競争」？

競争のタイプ	特徴	具体例
良い競争	切磋琢磨型	・規律づけ(効率化) ・地域振興策の「アイデア合戦」 ・新興企業・産業の育成
悪い競争	ゼロ・サムゲーム型	・補助金の陳情合戦 ・既存企業の誘致合戦



租税競争が念頭においている競争

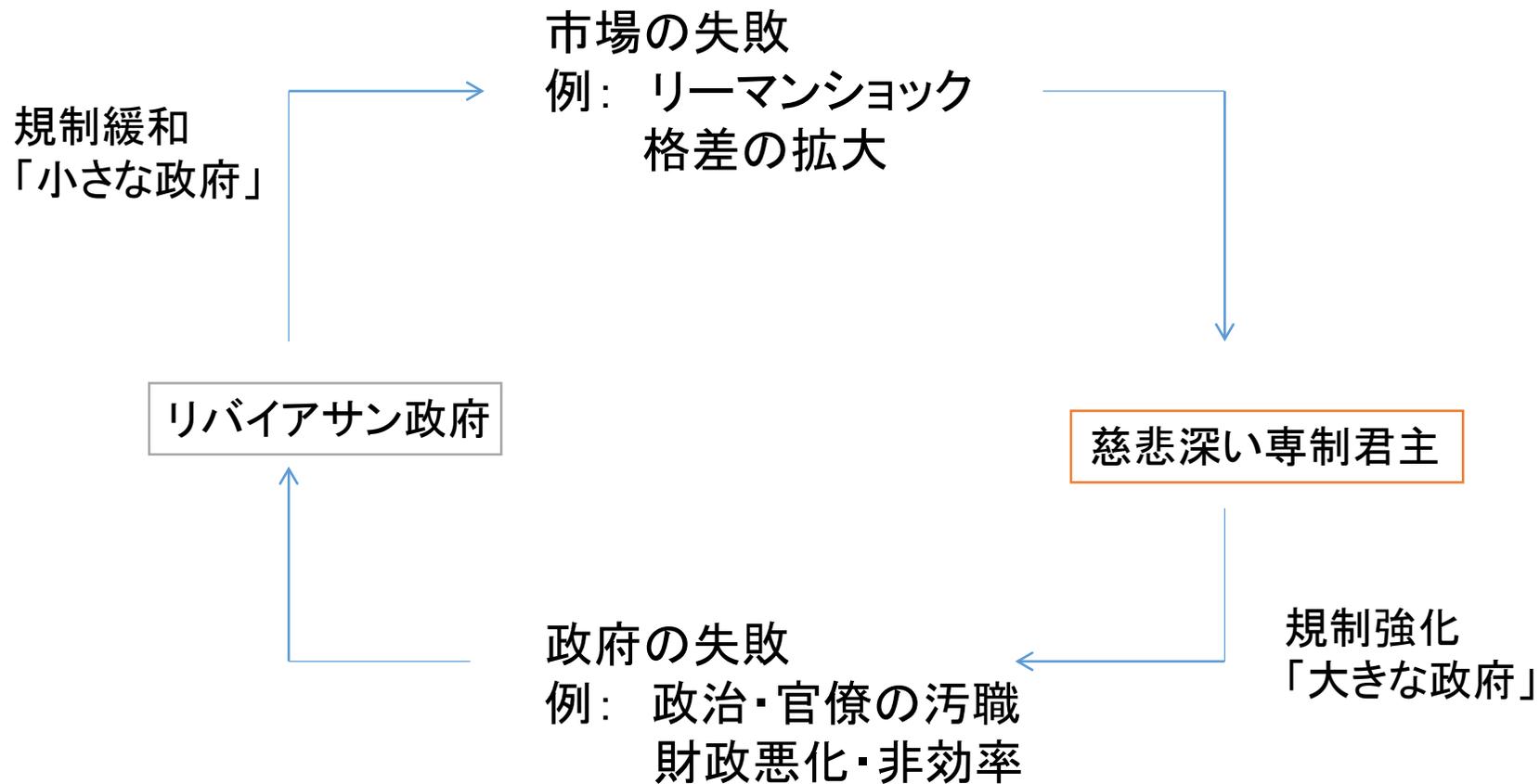
租税協調は望ましいか？

- 「協調の失敗」(底辺への競争)としての租税競争⇒地域間(国家間)で税率決定を協調することは望ましい・・・⇒租税協調は持続可能か？
- 競争の手段は一つではない・・・=「部分的協調」の限界
 - 資本(法人)税率(法定)で協調しつつ、補助金・政策減税等で実効税率を操作
 - 税務執行を手加減(租税回避を許容)することで実質的な減税
 - ✓ **国際的租税競争の手段**としてのBEPS(Base Erosion Profit Shifting)
- “Can Partial Fiscal Coordination be Welfare Worsening? A model of tax competition,” Journal of Urban Economics, 2003 (with Maurice Marchand and Pierre Pestieau).
- 地域間で競合する他の補完的な生産要素(例:労働)があるとき、資本税で協調しても他の税(例:賃金税)による競争が激化⇒各国の厚生水準を下げる可能性

租税競争と政府に対する見解

- 政府に対する期待と負担？
- 規範的公共経済学
 - 「慈悲深い専制君主」としての政府＝共同事業に従事し、社会的共存の問題を解決するために、また、民主的かつ公平な仕方でするために形成された個人の連合」
 - ✓ 参考：ケインズ経済学の「ハーベイ・ロードの前提」
- 公共選択論
 - 「リバイアサン」(搾取者)としての政府＝「政治家および官僚は、彼らが代理人の役割を想定するとき、聖人にはならない」
 - ⇒ 租税競争は(さもなければ乱用される)政府の課税権を抑制

循環する政府感？



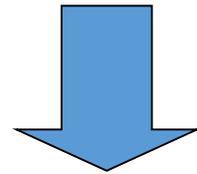
租稅輸出

税負担の帰着

- 法律(制度)上、税を負担することになっている主体が経済的に税を負担するとは限らない
- 税負担の転嫁⇒税の帰着問題
- 経済的税負担＝課税による支払う価格の上昇、受け取る対価(例:賃金など)の下落
- 税の経済的帰着は法律上の条文や制度の理念・意図ではなく、市場の構造(＝価格弾力性)に依存して決まる。
⇒市場の構造(需要・供給の価格弾力性＝経済主体の反応(誘因))への理解が不可欠

参考：法人税の負担の建前と実際

建前(制度)	実際(経済的帰結)
利益を出している法人 企業	雇用・賃金の低下⇒労働者の負担 製品価格への上乗せ⇒消費者の負担

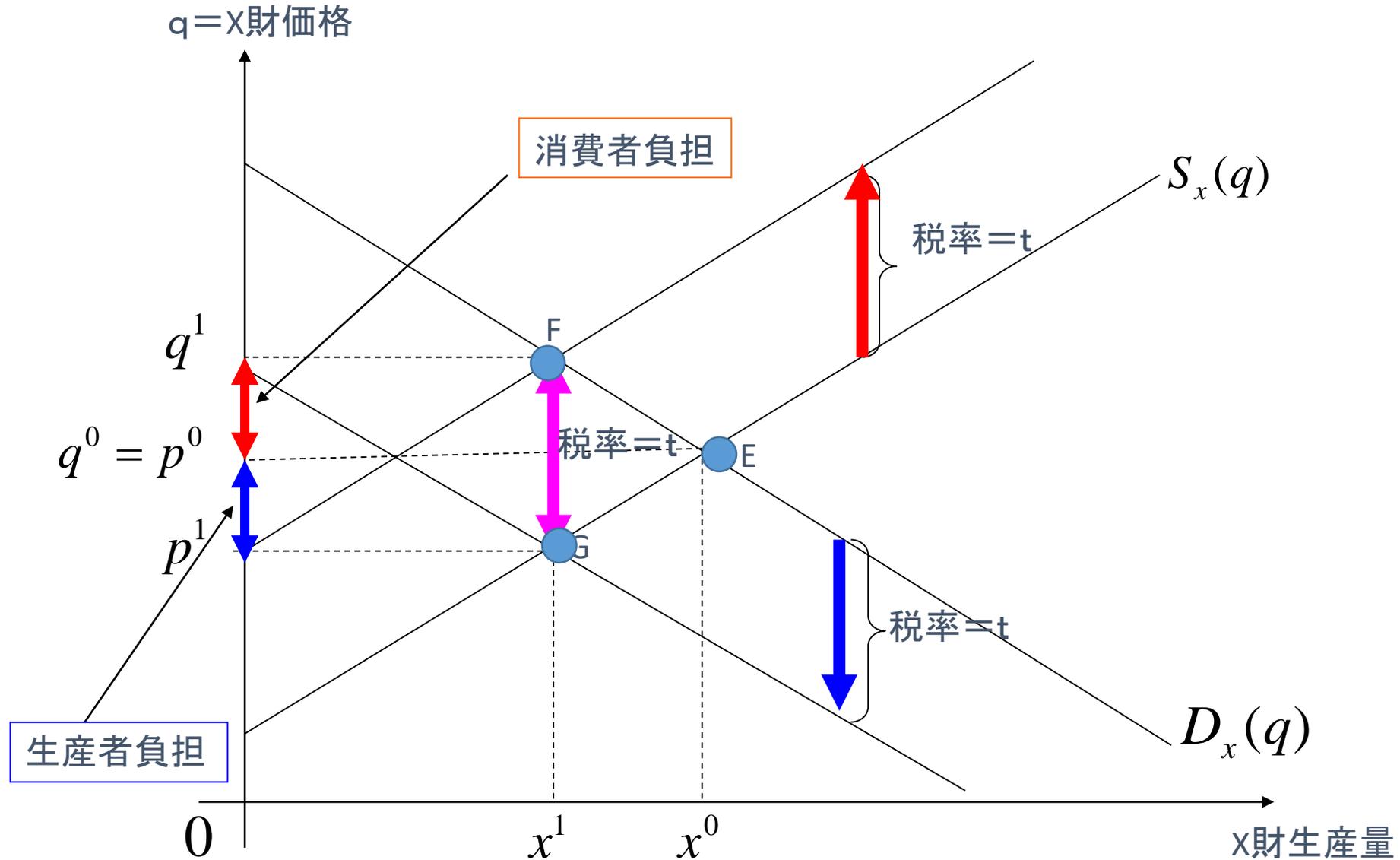


税の支払い≠税の負担

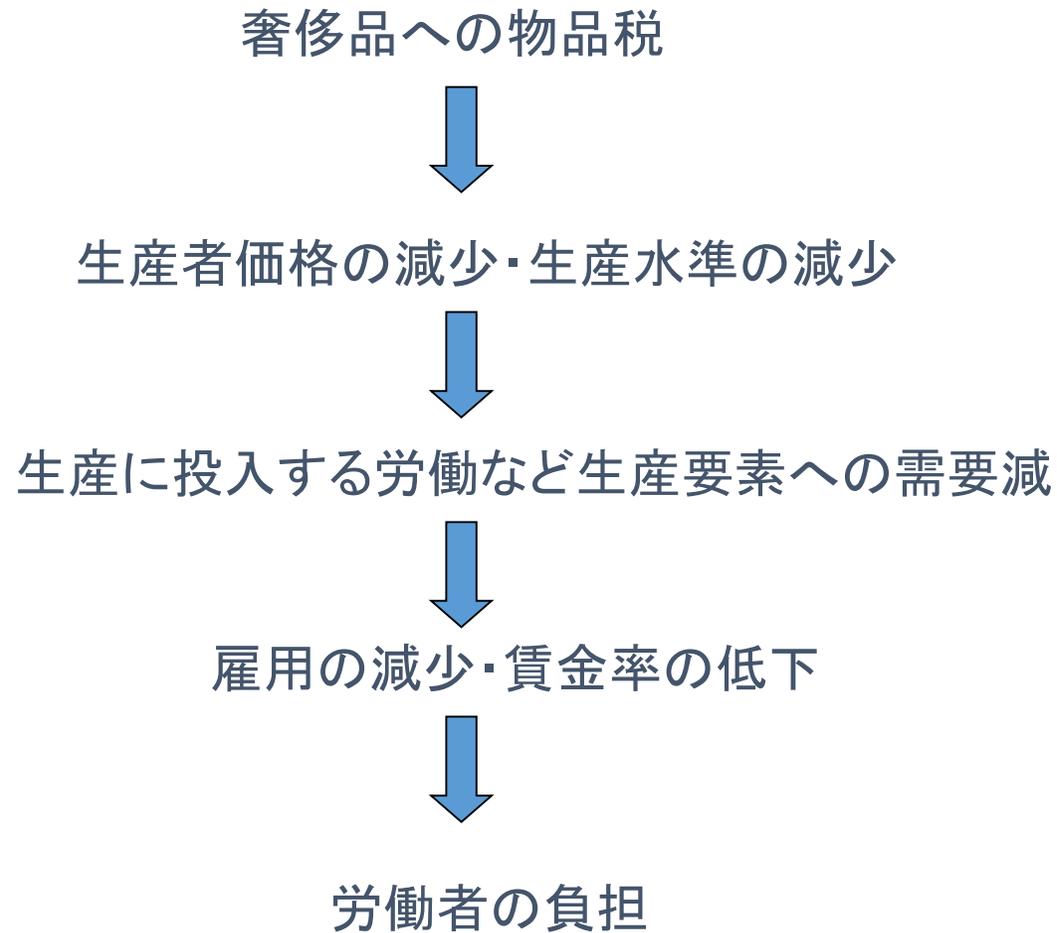


税負担の転嫁

市場均衡の変化



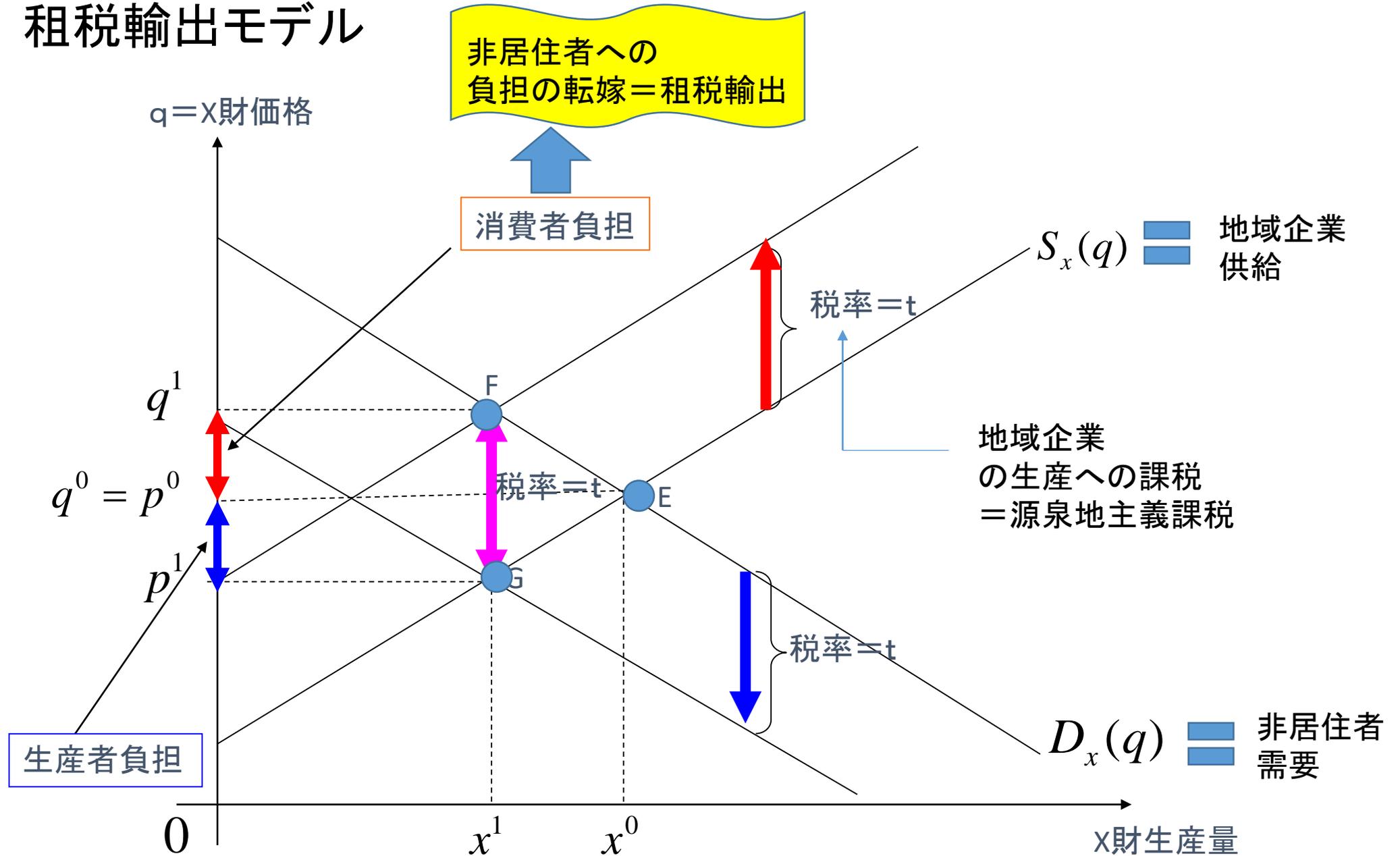
税負担の帰着の一般均衡



租税輸出の帰結と「負の外部性」

- 税率の引き上げが非居住者に及ぼす「負の外部効果」が内部化されない⇒課税のコストは課税地域によって「過小評価」
- 「租税輸出」をもたらす税源(源泉地主義課税)に対する当該地域の過剰な(社会的に望ましい水準を超過した)依存
- 租税輸出は非居住者(他地域)から課税地域に対する(効率性のロスを伴う)所得移転
- 実証分析: Huizinga = Nicodeme(2006)は欧州のデータから域内投資からの収益が非居住者に多く帰属するとき、政府は資本税率を敢えて高く税率を設定する誘因を持つことを実証(非居住者の保有割合が1%上がると税率は0.5~1%増加)

租税輸出モデル



法定外税の状況

(平成31年4月1日現在)
(平成29年度決算額)
(単位:億円)

平成29年度決算額 562億円 (地方税収額に占める割合 0.14%)

1 法定外普通税 [448億円(*3)(20件)]

[都道府県]

石油価格調整税	沖縄県	10
核燃料税	福井県、愛媛県、佐賀県、島根県、 静岡県、鹿児島県、宮城県、 新潟県、北海道、石川県	206
核燃料等取扱税	茨城県	12
核燃料物質等取扱税	青森県	200
計	13件	429

[市区町村]

別荘等所有税	熱海市(静岡県)	5
砂利採取税	山北町(神奈川県)	0.1
歴史と文化の環境税	太宰府市(福岡県)	0.9
使用済核燃料税	薩摩川内市(鹿児島県)、 伊方町(愛媛県)	4(*3)
狭小住戸集合住宅税	豊島区(東京都)	4
空港連絡橋利用税	泉佐野市(大阪府)	4
計	7件	19(*3)

2 法定外目的税 [114億円(*3)(41件)]

[都道府県]

産業廃棄物税等(*1)	三重県、鳥取県、岡山県、広島県、 青森県、岩手県、秋田県、滋賀県、 奈良県、新潟県、山口県、宮城県、 京都府、島根県、福岡県、佐賀県、 長崎県、大分県、鹿児島県、 宮崎県、熊本県、福島県、愛知県、 沖縄県、北海道、山形県、愛媛県	66
宿泊税	東京都、大阪府	31
乗鞍環境保全税	岐阜県	0.1
計	30件	97

[市区町村]

遊漁税	富士河口湖町(山梨県)	0.1
環境未来税	北九州市(福岡県)	6
使用済核燃料税	柏崎市(新潟県)、玄海町(佐賀県)	10
環境協力税等(*2)	伊是名村、伊平屋村、渡嘉敷村、 座間味村(沖縄県)	0.2(*3)
開発事業等緑化負担税	箕面市(大阪府)	0.5
宿泊税	京都市(京都府)、金沢市(石川県)	—(*3)
計	11件	17(*3)

超過課税の現状

- 美しい建前＝「地域社会の会費」と実態
- 超過課税は法人課税(法人事業税・法人住民税)に偏重してきた
 - ⇒ 法人課税に偏った「財政責任」
 - 法人課税負担の帰着＝消費者(製品価格の上昇)・労働者(賃金水準・雇用の減少)・投資家(配当等投資収益の低下)
 - ⇒ 負担の一部は非居住者(住民以外)に波及＝転嫁・・・
- 今後の在り方＝住民に負担を求めた超過課税
- ✓ 個人均等割への超過課税

イ 超過課税の規模 (平成29年度決算)

○ 道府県税

道府県 民 税	個人均等割	(37団体)	243.6億円
	所得割	(1団体)	26.5億円
	法人均等割	(35団体)	103.4億円
	法人税割	(46団体)	1,193.2億円
法人事業税		(8団体)	1,315.9億円
道府県税計			2,882.6億円

○ 市町村税

市 町 村 民 税	個人均等割	(1団体)	16.9億円
	所得割	(1団体)	0.5億円
	法人均等割	(388団体)	163.9億円
	法人税割	(998団体)	2,886.0億円
固定資産税		(153団体)	355.0億円
軽自動車税		(15団体)	4.9億円
鉱産税		(31団体)	9百万円
入湯税		(4団体)	34百万円
市町村税計			3,427.6億円

超過課税合計	6,310.2億円
--------	-----------

※ 地方法人二税の占める割合:89.7%

地方法人課税の帰結

- 美しい「建前」(理念)とそうでもない「実態」

課税の建前	応益原則＝受益に見合った負担
課税の経済効果	税負担の転嫁
	納税コストの増加
	グローバル化に応じた機動的対応の欠如
課税自主権行使の帰結	法人企業に偏った超過課税
	住民に対する応益課税の不徹底⇒住民の財政責任(コスト意識)の欠如

地方法人課税のあり方等に関する検討会報告書(概要)

平成25年11月

税制抜本改革法第7条第5号の規定を踏まえて、地方法人特別税・譲与税制度及び地方法人課税のあり方等の見直しを行うための考え方をまとめるべく、総務大臣からの要請に基づき、平成24年9月に地方財政審議会に検討会(座長:神野直彦東京大学名誉教授)を設置し、計16回開催して議論を重ねた結果、報告書を取りまとめた。

[地方法人課税のあり方等に関する基本的な認識について]

- 地方自治の原則は「税」であること、受益と負担の関係等から、偏在性が小さく税収が安定した地方税体系の構築が原則。その上でなお存在する地方団体間の財源の不均衡の調整は、地方交付税制度で対応することが原則。
- 地方法人特別税・譲与税制度は、将来的な消費税1%相当額との税源交換等を念頭に置きつつ、税源偏在・財政力格差を早急に是正するために「偏在性の小さい地方税体系を構築するまでの間」の暫定措置として創設された異例の措置。
- 地方法人課税は、受益に応じた負担を法人の事業活動に求めるためにも引き続き重要な役割を担うべき。
- 地方法人所得課税は、税収の偏在性が大きく年度間の税収の変動が大きいこと等から、
 - ・ 法人住民税法人税割 → 都道府県分及び市町村分の交付税原資化
 - ・ 法人事業税所得割 → 外形標準課税の拡充(付加価値割の充実等)を目指すべき。

応益原則と租税輸出

- 課税の建前としての非居住者・企業課税と意図・帰結としての租税輸出
- 観光施設、社会インフラ等、非居住者（観光客・企業）も地方公共サービスから受益
⇒ 応益課税としての非居住者課税（規範には適っている……）
- 非居住者・企業に負担を押し付けるように課税自主権を行使する誘因（＝規範からの乖離）
- 留意：交付税・補助金（財政移転）同様、法人税収も「他人の金」
⇒ 放漫財政の放置・居住者（有権者）の無関心

租税輸出か租税競争か？

- 企業は地域間で移動可能

⇒企業課税は(1)企業の地域間移動を誘発して租税競争をもたらすか、(2)生産物・配当、賃金への税負担の「転嫁」を通じて非居住者(消費者・株主、労働者)への租税輸出をもたらすか？

- 地域間での競争が対等(完全競争的)か、地域が(地域的特性・利便性によって)独占力を行使できるか？

表7 非居住者・企業課税と財政的外部効果

	受益と負担	対応 (応益原則)	対応せず
政府間競争			
完全競争的		効率的	租税競争
不完全競争的		租税輸出	

出所: 佐藤(2002)

租税競争と租税輸出

- 二つの相反する事実

租税競争 = (実効) 税率の軽減

租税輸出 = 法人企業への超過課税

⇒ 二つの「資本」

□ 企業(資本)によって地域間移動の程度が違う

➤ 新規企業 = 移動性大 ⇒ 課税の減免 = 租税競争

➤ 既存企業 = 既に設備投資を行い移動性も低い ⇒ 超過課税(税負担の転嫁) = 租税輸出

資本	例	課税自主権の帰結
古い資本	既に立地済みの企業	租税輸出
新しい資本	新たに立地する企業	租税競争

垂直的租稅外部效果

垂直的租税外部効果

- 「水平的」外部効果と「垂直的」外部効果
- 国と地方の課税ベースの重複⇒垂直的外部効果の要因
例：(個人)所得課税、法人課税、資産課税(固定資産税と相続税)
- 共有地として重複財源＝国・地方政府とも「自由」に課税権を行使することができる
- 共有地＝所有権の確定していない土地・資源(例：入会地、漁場)
⇒乱獲になり易い
- 垂直的租税外部効果＝一方の政府の課税権の行使(増税)は課税ベースの変化を通じて他の政府の税収に影響

主な国税・地方税

		所得課税	消費課税	資産課税等
国		所得税 法人税	消費税 揮発油税 酒税 たばこ税 自動車重量税 石油ガス税等	相続税 登録免許税等
地方	道府県	法人事業税 個人道府県民税 法人道府県民税 道府県税利子割 個人事業税	地方消費税	不動産取得税
			自動車税	
			軽油引取税	
			自動車取得税 道府県たばこ税	
	市町村	個人市町村民税 法人市町村民税	市町村たばこ税	固定資産税
			軽自動車税	都市計画税 特別土地保有税 事業所税

「共有地の悲劇」

- 追加的仮定

- 国・地方ともに「ナッシュ的」(相手の税率選択を予件)に振舞う

- 税率選択は $t = t^1$ か t^0 ($t^0 < t^1$)

国 \ 地方	t^1	t^0
t^1	(国の税収, 地方の税収) $= (t^1 \times (x_0 - 2\Delta x), t^1 \times (x_0 - 2\Delta x))$ = ナッシュ均衡	$(t^1 \times (x_0 - \Delta x), t^0 \times (x_0 - 2\Delta x))$
t^0	$(t^0 \times (x_0 - \Delta x), t^1 \times (x_0 - \Delta x))$	$(t^0 x_0, t^0 x_0) =$ 協調解

垂直的競合関係の帰結

- 戦略的關係

- 水平的租税競争では地域間の税率決定に戦略的補完關係（一方が税率を引き下げれば競合する政府も税率引き下げで対抗）

⇒ 垂直的租税競争の戦略關係は一方が税率を上げれば、他方はこれを減じるという意味で「代替性」が見込まれる

- 「垂直的租税外部効果」の帰結⇒ 共有地の悲劇（過剰な課税）

- 実証分析

- Goodspeed (2000) = OECD13カ国 (1975～1984) のパネル・データから国の所得税に対して地方所得税の決定が有意にマイナスの關係を有することを実証

- Hayashi=Boadway (2001) = カナダの連邦政府と州政府との間で法人所得課税について相互作用

分権化と政府の「規模」

- 分権化が公共部門の規模(=総税収)に及ぼす効果

○「水平的租税競争」=税率の引き下げ競争 ⇒政府の規模が縮小(協調解に比して過少)

○「垂直的租税競争(外部性)」=「共有地の悲劇」⇒政府の規模は拡大(協調解に比して過剰)

- 分権化が「小さな政府」をもたらすとは限らない。
- 分権化と政府の規模との間の因果関係の実証も確定的ではない。

1980 年前
後のデータ

TABLE 6—ESTIMATED REGRESSION EQUATIONS

(a) World Sample							
(1R)	$G' = 0.8$	$- 2.0R^*$	← 集権度 = 国税収比率				$R^2 = .16$
	(1.3)	(2.8)					
(1E)	$G' = 0.6$	$- 1.9E^*$					$R^2 = .26$
	(1.6)	(3.8)					
(2R)	$G' = - 1.9$	$+ .0003Y^*$	$- .004P^*$	$+ .001U$	$+ 0.6I^*$	$+ 0.1R$	$R^2 = .78$
	(3.7)	(5.0)	(2.8)	(0.4)	(2.5)	(0.2)	
(2E)	$G' = - 1.9$	$+ .0003Y^*$	$- .004P^*$	$+ .001U$	$+ 0.6I^*$	$+ 0.1E$	$R^2 = .78$
	(4.6)	(5.2)	(2.9)	(0.4)	(2.7)	(0.3)	
(b) Industrialized Countries							
(1R)	$G' = - 0.3$	$- .07R$					$R^2 = .001$
	(0.5)	(0.1)					
(1E)	$G' = - .003$	$- 0.5E^*$	← 集権度 = 国支出比率				$R^2 = .04$
	(0.0)	(0.8)					
(2R)	$G' = - 1.8$	$+ .0004Y^*$	$- .005P^*$	$- .007U$	$+ 0.7I$	$+ 0.4R$	$R^2 = .57$
	(2.3)	(3.0)	(3.1)	(1.2)	(1.8)	(0.5)	
(2E)	$G' = - 1.9$	$+ .0004Y^*$	$- .005P^*$	$- .007U$	$+ 0.8I^*$	$+ 0.4E$	$R^2 = .57$
	(2.6)	(3.2)	(3.2)	(1.3)	(2.3)	(0.7)	
(c) Developing Countries							
(1R)	$G' = - 2.2$	$+ 0.9R$					$R^2 = .02$
	(1.8)	(0.7)					
(1E)	$G' = - 1.5$	$+ 0.3E$					$R^2 = .004$
	(1.9)	(0.3)					
(2R)	$G' = - 2.9$	$+ .0004Y$	$+ .0003P$	$+ .004U$	$+ 0.4I$	$+ 1.0R$	$R^2 = .59$
	(2.2)	(1.6)	(0.1)	(0.5)	(1.2)	(0.7)	
(2E)	$G' = - 2.7$	$+ .0004Y$	$+ .0002P$	$+ .004U$	$+ 0.5I$	$+ 0.7E$	$R^2 = .59$
	(2.9)	(1.6)	(0.1)	(0.5)	(1.6)	(0.8)	

Note: The numbers in parentheses below the estimated coefficients are the absolute values of the associated *t*-statistic. An asterisk indicates that the estimated coefficient is statistically significant at the .05 level (using a two-tail test); *Y* = income per capita in U.S. dollars for 1977; *P* = population (in millions); *U* = percentage of population living in urban areas; *I* = intergovernmental grants as a percentage of total government general revenues.

Table 6: Selected papers on the impact on government size and public policies

Authors	Main dependent variables	Decentralization variables	Data & econometric technique	Endogeneity issue	Main results
Martinez-Vazquez & Yao (2009)	Public sector employees as % of population over labor force.	Sub-national expenditures and revenues shares.	Sample: 74 countries (developed and developing) Period: 1985-2005 Method: IV	Treated by IV: ethnic, language and religion fractionalization	Total public sector employees increase with fiscal decentralization.
Devereux et al. (2007)	Competition at state level in tax rates on cigarettes and gasoline.	Weighted average of other states' taxes on cigarettes and gasoline.	Sample: 48 US states Period: 1977-1997 Method: IV.	Treated by IV: federal deficit % GDP and federal unemployment rate	Taxes in neighboring states have a significant and large effect in the case of cigarettes but not so for gasoline.
Jin & Zou (2002)	i) Sub-national, ii) national, iii) total government expenditures % GDP.	i) Sub-national expenditures and revenues shares ii) Transfer dependence.	Sample: 32 countries (industrial and developing) Period: 1980-1994 Method: Panel FE; FGLS	Not treated	i) Expenditure decentralization leads to smaller national governments, larger sub-national and aggregate governments. ii) Revenue decentralization increases sub-national governments, reduces more national governments, so reduces aggregate governments iii) Transfer dependence increase the sizes of all government levels.

固定資産税の課題

固定資産税の概要

- 固定資産税は、シャープ勧告を契機として行われた昭和25年の地方税制度の根本的改革に伴い創設。
- 固定資産(土地、家屋及び償却資産)の保有と市町村が提供する行政サービスとの間に存在する受益関係に着目し、応益原則に基づき、資産価値に応じて、所有者に対し課税する財産税。
- どの市町村にも広く存在する固定資産を課税客体としており、税源の偏りが小さく市町村税としてふさわしい基幹税目。

区 分	固 定 資 産 税
1. 課税客体	土地、家屋及び償却資産 (土地：1 億 7,912万筆、家屋：5,850万棟)
2. 課税主体	全市町村(東京都23区内は東京都が課税)
3. 納税義務者	土地、家屋又は償却資産の所有者 (土地、家屋は登記簿上の所有者等を、償却資産は申告のあった所有者等を固定資産課税台帳に登録し課税) (土地：4,004万人、家屋：4,038万人、償却資産：419万人)
4. 課税標準	価格(適正な時価) ※ 土地及び家屋は3年ごとに評価替え(直近では平成27年度に実施。次回は平成30年度に予定) ※ 償却資産は、取得価額を基礎として、経過年数に応じ、定率法(旧定率法)により償却
5. 税 率	標準税率 1.4%
6. 免税点	土地：30万円、家屋：20万円、償却資産：150万円
7. 賦課期日	当該年度の初日の属する年の1月1日
8. 税 収 (H25決算額)	8兆5,624億円(土地：3兆3,740億円、家屋：3兆6,484億円、償却資産：1兆5,400億円)

我が国の固定資産税

- 地方財政の標準的なテキスト
 - 固定資産税は「望ましい地方税」の代表例
 - ✓ ただし、その前提は土地に対する課税であること
- 固定資産税の実際
 - 固定資産税は土地に加えて、家屋や機械設備等、償却資産を含む。
⇒ 固定資産税に資本課税としての性格
- 資本課税としての固定資産税は企業の設備投資等の誘因を阻害？
- 本稿は「地域社会の会費」としての固定資産税の経済効果を分析
 - ✓ 特徴＝従業員数30人以上かつ単一事業所の企業を対象に2005年から2014年までの工業統計調査の事業所別パネルデータを活用

参考：足による投票の実証：資本化

- 足による投票の「実証」＝資本化
- 地方公共サービスからの受益、地方税の負担が土地・住宅の価格に反映
- 土地・住宅価格
 - ＝F(受益、税負担、環境要因)
 - ＝定数項＋ α * 公共サービス＋ β * 地方税負担＋ γ * 環境要因＋かく乱項
- ✓ 土地・住宅への課税⇒間接的に受益への課税⇒応益原則
- ポイント：「足による投票」＝住民移動に伴う土地・住宅需要の変化

地域内住宅市場

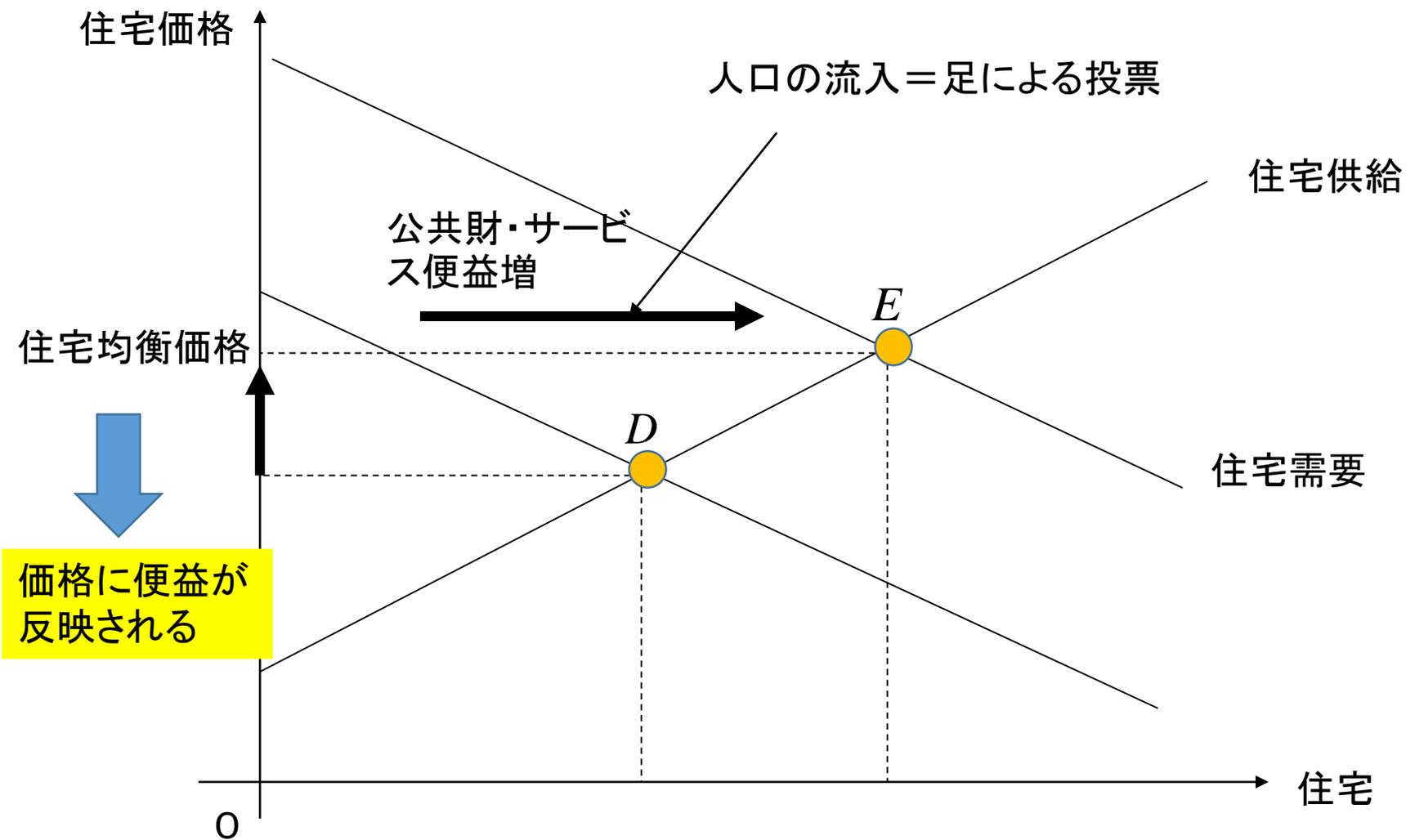


表6-2 地価関数の推定結果(B・基本推定 目的別歳出)

被説明変数:地価(住宅地平均・対数値)		推定方法:最小二乗法			
年度	1985年度	1990年度	1995年度	2000年度	
C	7.455 **	7.327 **	7.537 **	6.552 **	
定数項	(10.679)	(9.245)	(12.225)	(9.967)	
ln(GCEW)	0.362 **	0.447 **	0.431 **	0.390 **	
土木費	(11.926)	(12.857)	(14.802)	(14.927)	
ln(GEDU)	0.129 **	0.138 **	0.150 **	0.234 **	
教育費	(3.823)	(3.746)	(4.527)	(6.514)	
ln(GWEL)	-0.172 *	-0.243 **	-0.129 *	-0.113 †	
民生費	(-2.502)	(-3.115)	(-2.131)	(-1.702)	
ln(GSAN)	0.001	0.089	0.026	0.022	
衛生費	(0.031)	(1.583)	(0.629)	(0.471)	
PTR	1.641 **	-2.959 **	-1.176 **	-0.613 *	
固定資産実効税率	(-5.213)	(-9.650)	(-3.976)	(-2.363)	
DEBR	-0.070 **	-0.123 **	-0.114 **	-0.080 **	
地方債比率	(-2.743)	(-5.315)	(-6.980)	(-8.533)	
ln(INC)	0.193 **	0.214 **	0.176 **	0.255 **	
課税対象所得	(4.540)	(4.786)	(4.689)	(6.630)	
HOWNR	0.192	0.045	-0.086	-0.254	
持ち家比率	(0.775)	(0.194)	(-0.474)	(-1.336)	
IAR	-0.446 **	-0.679 **	-0.564 **	-0.505 **	
可住地面積比率	(-4.711)	(-6.397)	(-6.346)	(-5.954)	
標本数	624	646	660	665	
\bar{R}^2	0.687	0.798	0.798	0.772	

注1:()内はWhiteの一致性のある標準偏差を用いて計算したt値。

注2:係数の** は1%有意水準で有意、*は5%水準で有意、†は10%水準で有意であることを示す

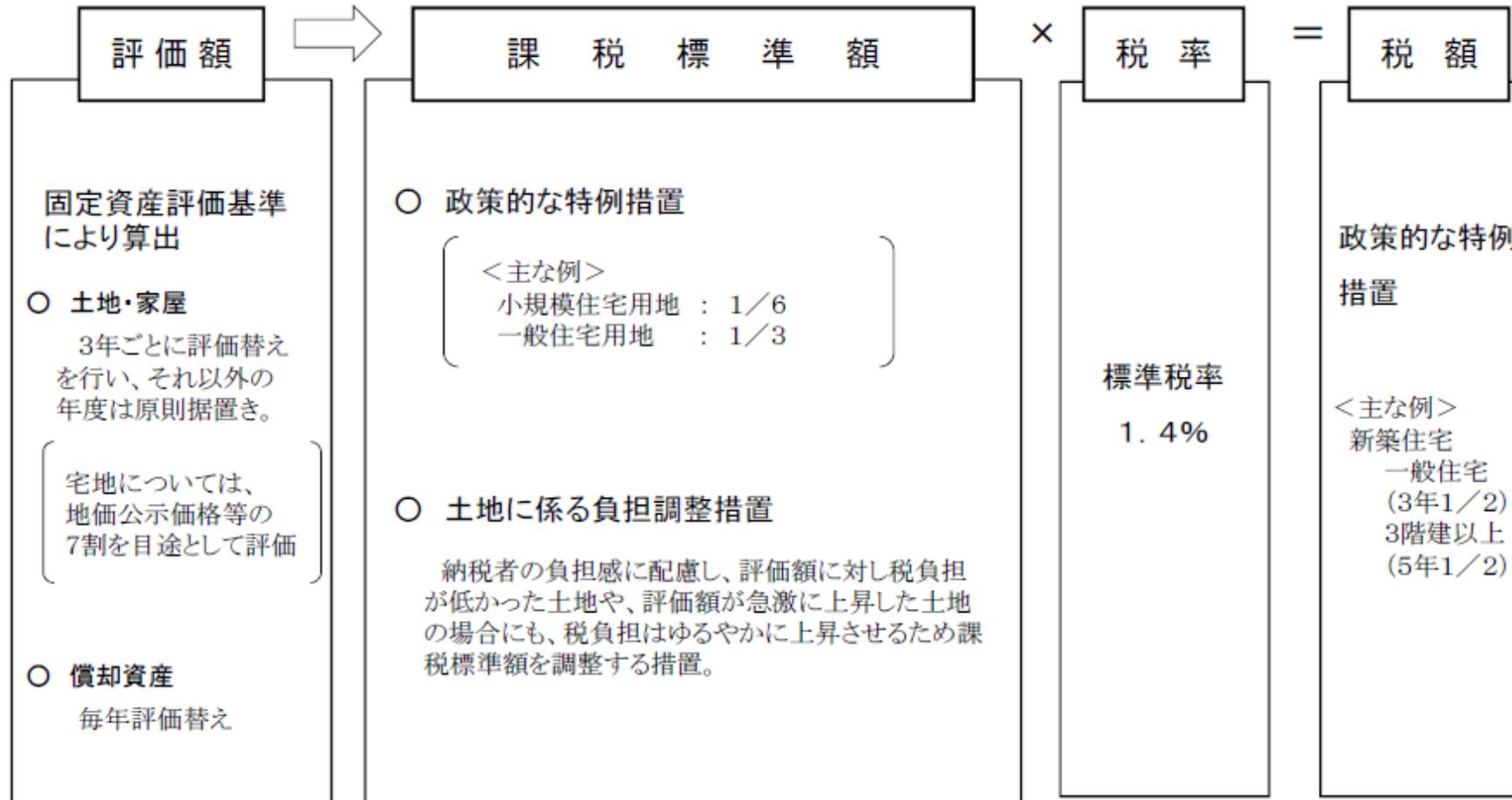
教育サービスは
住宅地価格に
プラスの影響

固定資産税：理論と実際

	規範＝「望ましい地方税」としての固定資産税	実際
課税ベース	土地(家屋)	土地のほか、家屋、償却資産 ✓ 資本課税・企業課税の性格＝ Capital tax view
課税標準の 評価	市場価格 ✓ 公共サービスの受益を反映＝資本化(Benefit View)	市場価格からのかい離 ✓ 農地・小規模住宅への軽減あり

区 分	評 価 方 法 等
1. 土 地	<p>宅地・農地等地目別に売買実例価額等を基礎として、評価額を算定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宅地については、地価公示価格等の7割を目途に評価（平成6年度評価替から導入）
2. 家 屋	<p>再建築価格及び経年減点補正率等に応じて、評価額を算定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再建築価格 = 評価対象家屋と同一の家屋を、評価時点においてその場所に新築する場合に必要とされる建築費 ・経年減点補正率 = 家屋の建築後の年数の経過に応じて生じる減価を基礎として定めた率
3. 償却資産	<p>取得価額及び取得後の経過年数等に応じて、評価額を算定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価額 = 取得価額 - 取得後の経過年数等に応じた減価分 ・評価額の最低限度 = 取得価額 × 5%

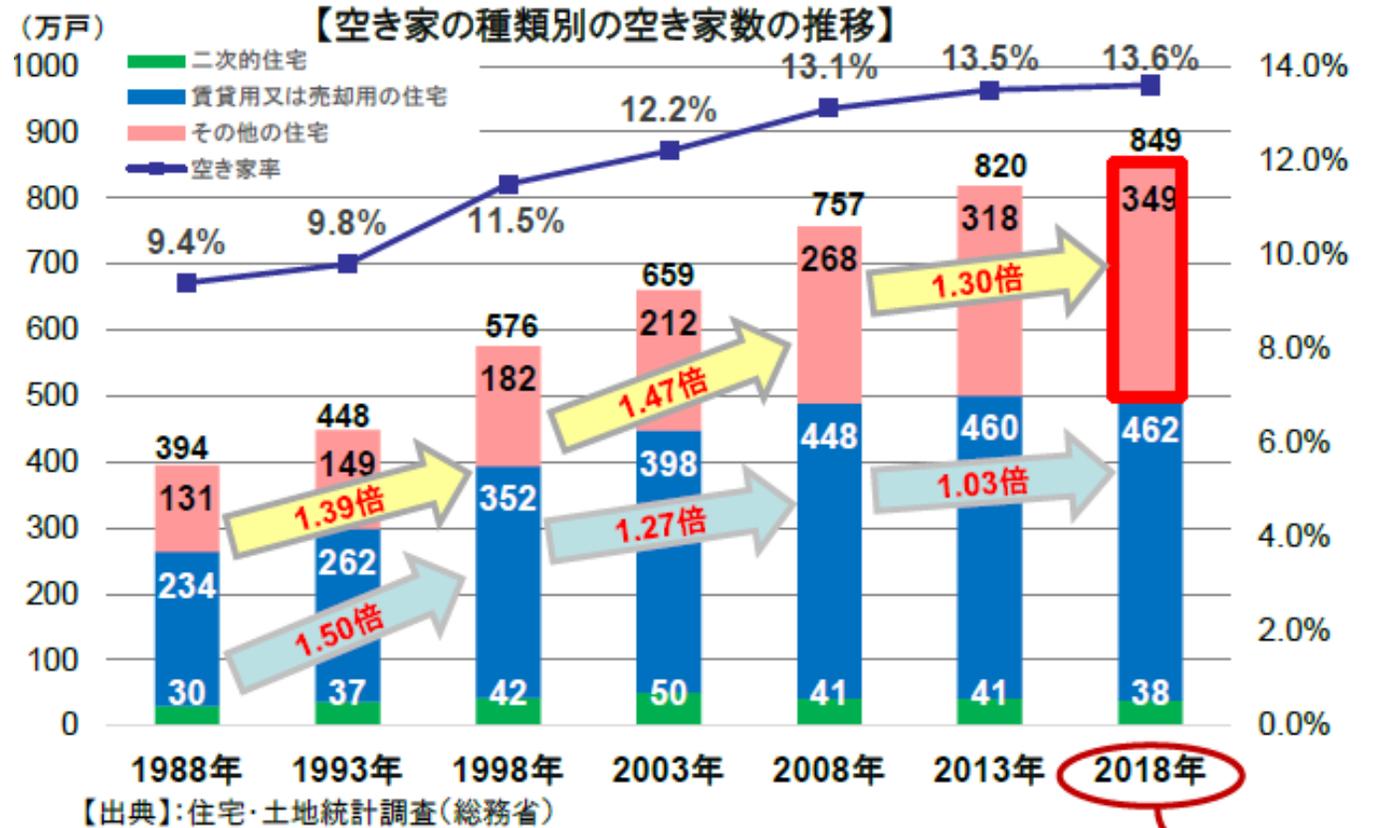
固定資産税の仕組み



小規模住宅への優遇措置

「空家等対策の推進に関する特別措置法」(平成26年法律第127号)の規定に基づき、市町村長が特定空家等(注1)の所有者等に対して周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告した場合は、当該特定空家等に係る敷地について**固定資産税等の住宅用地特例の対象から除外**することとする。

✓注1:周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切な状態にある空家等



区分	固定資産税	都市計画税
小規模住宅用地	住宅の敷地で住宅1戸につき200m ² まで 評価額 × 1 / 6	評価額 × 1 / 3
一般住宅用地	住宅の敷地で住宅1戸につき200m ² を超え、家屋の床面積の10倍まで 評価額 × 1 / 3	評価額 × 2 / 3



固定資産税の住宅用地特例

資料7

○ 概要

区分	土地の利用状況と面積区分		本則課税標準額
小規模住宅用地	住宅の敷地	200㎡以下の部分	価格×1/6
一般住宅用地		200㎡を超える部分(家屋の床面積の10倍まで)	価格×1/3

○ 経緯

【昭和48年度 住宅用地特例創設】 特例率 1/2

⇒ 評価額に基づく課税の実施にともなう、税負担の軽減・激変緩和のため。

【昭和49年度 小規模住宅用地特例創設】 特例率 1/4

⇒ 住宅用地特例を導入してもなお、地価の高騰に伴う評価額の上昇・税負担の増加が予想されたため。

【平成6年度 住宅用地特例拡充】 小規模住宅用地 : 特例率 1/4 → 1/6
一般住宅用地 : 特例率 1/2 → 1/3

⇒ 公的土地評価の均衡を図るため、宅地の評価について地価公示価格の7割を目処とする評価替えが行われた際、急激に税負担が上昇しないように配慮する必要があるとの観点から。

新築住宅に係る固定資産税の減額特例の概要

資料11

対象 : 平成28年3月31日までの間に新築された住宅について適用

住宅の種別	特例期間	特例割合	対象床面積
一般住宅分	3年度分 (5年度分)	1/2減額	居住部分に係る床面積で、120㎡が限度 (120㎡を超えるものは120㎡相当分まで)
長期優良住宅分	5年度分 (7年度分)		

※ 特例期間 …… ()書きは3階建以上で耐火構造の住宅の場合

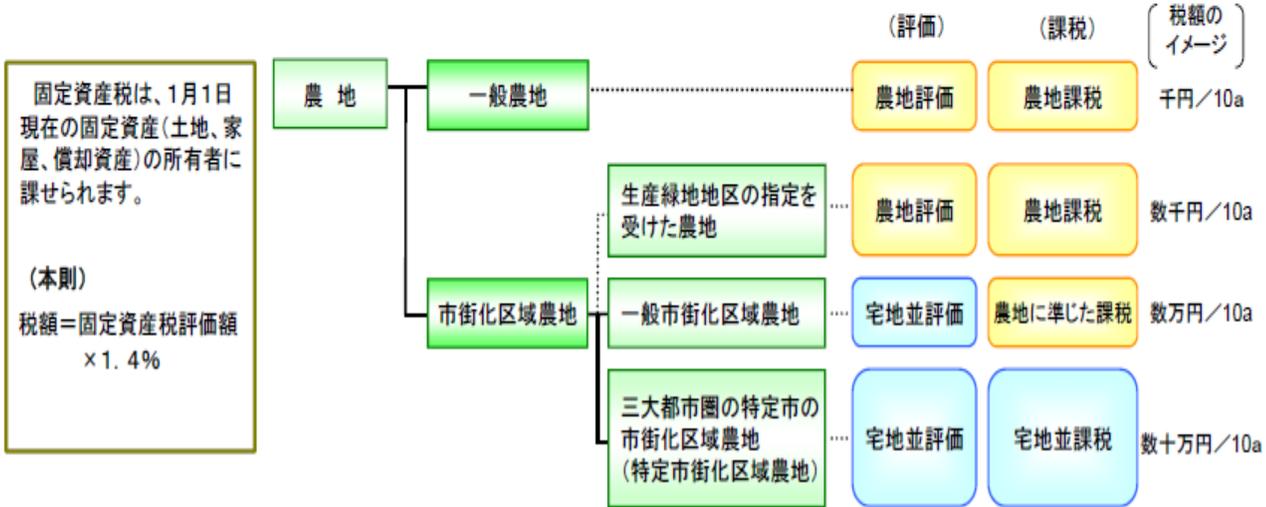
※ 床面積要件 …… 居住部分の床面積が50㎡(戸建以外の貸家住宅の場合は40㎡)以上280㎡以下

※ 居住割合要件 … 居住部分の床面積が当該家屋の床面積の1/2以上

※ 都市計画税には適用無し。

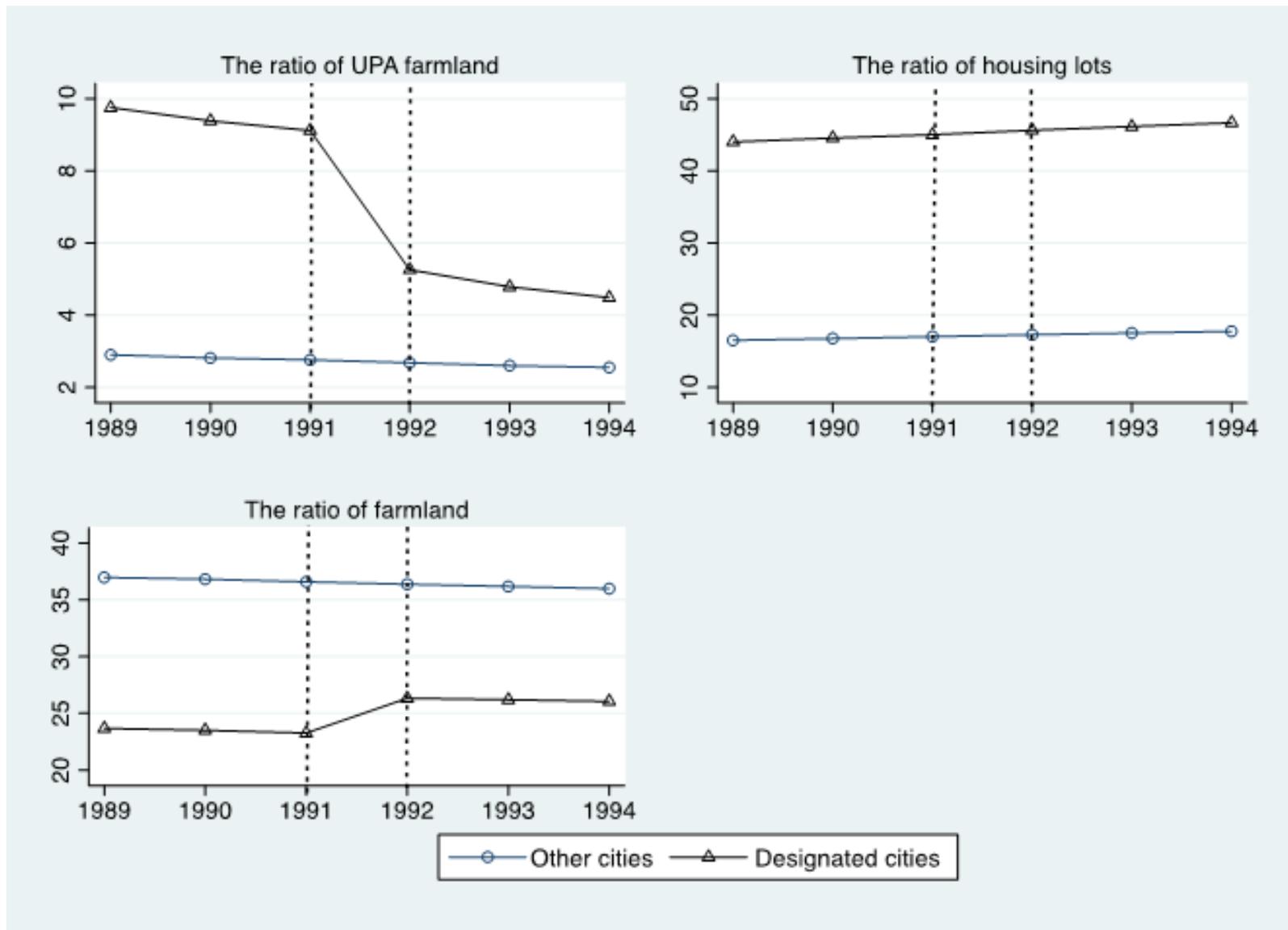
農地の保有に対する税金（固定資産税）

- 固定資産税において農地は、一般農地、市街化区域農地に区分され、評価及び課税されます。
- 「一般農地」については、農地の売買実例価格を基に評価（農地評価）され、課税に当たっては「一般農地の負担調整措置」(注)が講じられる（農地課税）。市街化区域農地のうち、「生産緑地地区の農地」については、生産緑地法により転用規制がされているため、評価及び課税に当たっては一般農地と同様の取扱いとされています。
- 「市街化区域農地」は、道路状況など宅地として利用する場合の利便性が類似する宅地の価額を基準とした価額から、農地を宅地に転用する場合に必要と認められる造成費相当額を控除して、評価額が求められます（宅地並評価）。このうち、
 - ・ 「一般市街化区域農地」は、「一般農地の負担調整措置」(注)が適用されるため、評価額は高くなっても実質の課税は農地に準じた課税となっています。
 - ・ 「三大都市圏の特定市の市街化区域農地」は、「宅地の負担調整措置」(注)が適用されます（宅地並課税）。



農地評価：農地利用を目的とした売買実例価格を基準として評価
宅地並評価：近隣の宅地の売買実例価格を基準として評価した価格から造成費相当額を控除した価格

Trends in the ratio of each land (Case 1, unit=%)



Miyazaki and Sato (2018)

経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理 (固定資産税関係部分抜粋)

平成27年11月
政府税制調査会

Ⅲ. 資産課税の改革にあたっての基本的な考え方

4. 固定資産税の見直しにあたっての考え方

固定資産税は、どの市町村にも広く存在する固定資産を課税客体とし、その保有と市町村の行政サービスとの間の受益関係に着目して、毎年経常的に課税される財産税であり、税源の偏在性が小さく税収が安定的な市町村の基幹税である。

土地に係る固定資産税については、バブル期の地価の上昇等を背景として、公的土地評価の均衡化・適正化を図るため、平成6年度の評価替えにおいて、地価公示価格の7割を目途として宅地の評価を実施するとともに、各宅地の評価額の上昇割合にばらつきが生じたことから、税負担が急増しないよう、なだらかな負担調整措置や住宅用地の課税標準の特例措置の拡充等が講じられた。その後、地価が大きく下落する中で、平成9年度税制改正において、負担水準の均衡化をより重視した負担調整措置が導入され、平成18年度税制改正では、負担水準が低い宅地について均衡化を促進する負担調整措置の見直しが行われた。また、平成24年度税制改正において、住宅用地の課税標準額を前年度課税標準額に据え置く措置が段階的に廃止された。

このように、負担水準の均衡化・適正化を図ってきた結果、負担水準の均衡化は相当程度進展したが、一部ばらつきが残っており、課税の公平の観点からさらに促進することが必要である。今後、人口減少、高齢化が進展していく中、市町村が住民サービスを提供するために必要となる財源として、個人住民税だけでなく、固定資産税について、その負担の公平を図りつつ安定的に確保していくことが重要であり、さらに幅広く検討していく必要がある。